

令和5年9月8日

## 令和5年度「京都観光の経済効果に関する調査事業」 企画提案依頼書

### 1. 依頼の趣旨

2014(平成26)年度に策定された「京都観光振興計画2020」のもと、「観光消費額年間1兆円」といった目標を掲げて様々な事業が行われてきたが、一部の時期や観光地における混雑や、コロナ禍に伴う廃業、人手不足といった社会課題、アジア周辺諸国の急激な経済成長、環境保全やジェンダーフリーなどへの意識の高まりなど、この10年間で京都観光を取り巻く環境は変化を続けている。そこで、2021(令和3)年度に策定された「京都観光振興計画2025」においては、「住んでよし、訪れてよし、働いてよし」という新たな観点で、政策を展開していくことが定められたところである。

とくに、京都市民から観光振興への理解を醸成するためには、観光が地域経済もたらす効果を実感できるようにすることが重要であり、これに必要となる調査および戦略を策定する業務を委託する事業者を選定するため、以下の通り企画提案を募集する。

なお、本事業は観光庁の補助金を活用して実施することを前提としている。観光庁による審査結果次第では、事業内容の見直しや中止が発生する可能性がある。

### 2. 業務概要

#### 2.1. 提案依頼事項

A	事業者調査	京都市内の観光事業者による地域経済への貢献度を分析する方法
B	観光客調査	観光客の属性別に、Aで調査した事業者の利用実態を分析する方法
C	従事者調査	Aの調査対象をはじめとした観光関連事業者に従事する人の労働実態を分析する方法
D	シナリオ分析	地域経済を維持するために将来必要となる観光消費額等の推定方法
E	市民調査	観光振興にともなって市民が感じる費用便益を定量評価する方法
F	経費見積	事業実施にかかる経費の見積もり

詳細は、仕様書を確認すること。

## 2.2. 業務委託期間

契約締結日から令和6年3月8日まで

## 2.3. 委託上限金額

2,200万円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

## 3. 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者

- 公益社団法人京都市観光協会の会員(非会員の場合は、入会意向があることを条件とする)
- 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと
- 地方自治法施行令167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと
- 以下に挙げる項目を滞納していないこと
  - 所得税又は法人税
  - 消費税及び地方消費税
  - 京都市の市民税及び固定資産税
  - 京都市の水道料金及び下水道使用料
- 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと

## 4. 選考の進め方

### 4.1. スケジュール

令和5年 9月 8日(金)	企画提案参加表明募集開始
令和5年 9月15日(金)17:00	参加表明締切、参加者の公表
令和5年 9月29日(金)17:00	企画提案書等提出締切
令和5年10月上旬	審査結果通知
令和5年10月下旬	契約締結 業務開始 (観光庁からの補助金交付決定が必要なため 審査結果通知から業務開始まで一定期間を要する)
令和6年 3月8日	業務終了

### 4.2. 審査方法

企画提案事業者から提出される提案書をもとに、4. 3の評価項目に基づいて評価のうえ(口頭での資料説明の機会は設けない)、最も優れた提案があった者を委託事業者として選定する。

### 4.3. 選定結果の通知

- 全ての企画提案者に、選定結果(全ての提案者名と順位、評点)を通知する。
- 選定結果の公開は、最も評点の高かった事業者名のみとする。
- なお、結果についての異議申し立ては認めない。

### 4.4. 評価項目

以下の項目および配点に基づいて、複数名の審査員が評価を行う。合計点が60点未満の場合、選定の対象外とする。企画提案者が1者のみであっても、審査会は実施する。

項目	審査の観点	配点
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"><li>● 発注者と委託先事業者が協議する機会が十分に予定されているか。</li><li>● 発注者が納品物を検査する期間や、修正依頼する機会が、十分に予定されているか。</li></ul>	5
実績	<ul style="list-style-type: none"><li>● 類似の業務実績があるか。</li></ul>	10
背景理解	<ul style="list-style-type: none"><li>● 京都市の社会情勢や観光行政に対する理解度が高いか。</li><li>● 国内外の事例に関する知見があるか。</li></ul>	10
事業者調査	<ul style="list-style-type: none"><li>● 統計精度を担保できるだけの標本数を集められるか</li></ul>	15
観光客調査	<ul style="list-style-type: none"><li>● 地域貢献度の測定方法が分かりやすいか</li><li>● 回答者の主観的な評価になってしまったり再現性の無い調査になってしまう懸念はないか</li></ul>	10
従事者調査	<ul style="list-style-type: none"><li>● 各調査を組み合わせることで相乗効果のある設計になっているか</li><li>● 今後の政策企画につながる仮説設定があるか</li><li>● 翌年度以降も継続して実施可能な調査か</li></ul>	15
シナリオ分析	<ul style="list-style-type: none"><li>● 分析の精度向上のための具体的な提案があるか</li><li>● シナリオ案に現実味があるか</li></ul>	10
市民調査	<ul style="list-style-type: none"><li>● 統計精度を担保できるだけの標本数を集められるか</li><li>● 市民が感じる費用便益の仮説は妥当か</li><li>● 市民が感じる費用便益の測定方法は妥当か</li><li>● 今後の政策企画につながる仮説設定があるか</li><li>● 翌年度以降も継続して実施可能な調査か</li></ul>	15
所在地	<ul style="list-style-type: none"><li>● 営業拠点が京都市内または近郊に存在するか</li></ul>	5
経費見積	<ul style="list-style-type: none"><li>● 単価や内訳、算出根拠が明瞭か</li><li>● 翌年度以降も調査を継続した場合の費用は安価か</li></ul>	5

虚偽の記載・説明があった場合、仕様書に適合しない提案があった場合、契約締結までに応募資格を失った場合、審査会に事前連絡無く遅刻・欠席した場合は、失格とする。

## 5. 応募手続

### 5.1. 参加表明

以下の情報をメール本文に記載のうえ、marketing@kyokanko.or.jp宛に送信すること。

- 提案事業者名
- 担当者指名
- 電話番号

### 5.2. 企画提案書等の提出

以下の項目をPDF形式(様式自由)で、marketing@kyokanko.or.jp宛に送信すること。書類の作成に要した費用は、全て提案者の負担とする。

- 企画提案書
- 経費見積書
- 会社案内など提案事業者の概要が分かる資料

### 5.3. 質問および回答方法

募集に関する質問及び回答は次のとおり行う。

受付期間	令和5年 9月8日(金)～9月22日(金)
質問方法	marketing@kyokanko.or.jp 宛にメールを送信
回答方法	随時、京都市観光協会WEBサイト 本事業の公募ページに掲載する。